

(1)-6 台湾弁護士、弁理士（専利師）法関連の出来事

01	専利師法 19年がかりで国会を通過（2007.06）
02	弁理士法 1月11日から施行、19年間かけてのスタート(2008.01)
03	初の専利師合格証書交付式 10月24日に開催 11月中旬の国家試験合格発表待つて公会設置へ(2008.10)
04	弁護士広告の規制緩和 法務部弁護士法研究会で更なる検討（2008.11）
05	「専利師職業訓練規則」 75時間から50時間への短縮を、一部の弁理士（2008.12）
06	初代弁理士（専利師） いよいよ登場、弁理士や特許代理人は何れの資格のみで業務を（2009.01）
07	専利師法資格要件変更 民法改正に合わせて禁治産宣告が「後見宣告」、「補助（補佐）宣告」に（2009.05）
08	弁護士・裁判官試験 二段階に分けて改革（2009.05） 筆記試験が一次から二次へ 合格率引き上げ

01 専利師法 19年がかりで国会を通過（2007.06）

1988年11月18日、「専利師法」^{註1}法案が最初に立法院の審議へ上程されてから19年近く経った今年6月14日、ようやく可決・成立した。専利師試験に合格しなければ、既存専利代理人（特許代理人）は特許、実用新案、意匠に係る出願等業務ができなくなるという最初の制度設計にかなりの抵抗があったことが、法案が今まで棚上げにされてきた一因とされている。これについて、各関連部会で調整が行われた結果、同法案施行後も今まで通りに業務を行えるように「専利代理人」と「専利師」が併存する仕組みにしたことで、成立に漕ぎ着けた。（専利師法第36条）

（注1：「専利師」とは日本の「弁理士」に相当。但し商標関連業務は行わない）

法案のポイントを次のように整理してみた。

1. 専利師は国家試験に合格し、証書（免許）を取得しなければならない。（第3条）
2. 職業訓練、登録を終え、専利師公会（弁理士会）に加入しなければ、専利師法に定めた業務を行うことができない。（第6条）
3. 専利師は、事務所の組織形態のもとで業務を行う。（第7条）
4. 一定の資格要件を満たした専利代理人は専利師試験の受験免除を申請することができる。（第35条）
5. 専利代理人の免許を持っているものは、継続して特許・実用新案・意匠の出願等関連業務を行うことができる。（第36条）

最大の争点だった既存専利代理人の存続問題について、第33条は一定の条件を満たしている者に、専利師法施行後1年以内の試験免除申請、同施行後3年以内で専門職業訓練を受けた者に専利師としての資格を認める特例処置を定めている。

一定の条件とは、次に掲げる条件のいずれかに該当すれば、「専門職業及び技術人員高等試験専利師試験」の受験免除を申請することができる。

1. 「専門職業及び技術人員高等試験」中の技士、弁護士又は会計士試験に合格し、かつ専利代理人の証書を受領して、第9条に定められた業務を一年以上行っていた。
2. 公務員高等試験、又は高等試験に相当する特殊試験若しくは専門職業及び技術人員高等試験に合格して公務員に転任し、特許の実体審査を二年以上担当し、かつ専利代理人証書を受領しており、第9条に定められた業務を一年以上行っていた。
3. 特許業務所管庁（知的財産局）から専任の特許審査委員として招聘され、特許の実体審査を二年以上担当し、かつ特許代理人証書を受領しており、第9条に定められた業務を二年以上行っていた。

このほか、審議の段階でもう一つの焦点は第9条に定めた、専利師が行える業務の内容である。それには、専利（特許、実用新案、意匠）に関する出願

専利の異議申立、無効審判請求。

専利権の譲渡、信託、質権設定、実施許諾の登記及び強制実施に関する事項。

その他専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）により定めた専利業務、がある。

草案には専利師が行える業務について訴願手続と行政訴訟が盛り込まれていたが、これは弁護士が行う主な業務の一環であり、全国弁護士会が種々懸念を示していたので、委員会審査で削除され、それ以降の審査でも復活しなかった。しかし、特許と商標の出願、有効性と侵害を巡る事件は原則上専利師が代理権限を与えられると解釈が通説となっている。

当専利師法の施行と相俟って、2008年前半にも専利師公会は結成されて、待望の本格化した弁理士制度は台湾において運行できると見込まれている。（2007.06）

02 弁理士法 1月11日から施行、19年間かけてのスタート（2008.01）

去年6月14日に国会を通過し、同年7月11日に公布された専利師法案（弁理士法）は1月11日に施行し

た。1988年11月18日に法案が初めて立法院へ上程されてから、19年間かけての遠い道のりをたどり着き、特許代理制度の新しい時代がスタートした。

考試院（国家試験を所管する中央官庁）は今年8月に初回の専利師国家試験を実施する予定。今まで特許出願代行等業務をやってきた特許代理人の既存権利を保障するため、同法の施行は既存特許代理人の業務遂行を妨げない。これだけでなく、次に掲げる資格を持つ特許代理人は専利師試験の受験免除を申請することができる。

同法施行日の2008年1月11日を境に専利代理人（特許代理人）の資格をもつ者が受験免除を申請することができるが、次のいずれかの資格が求められる。一、技士、弁護士、公認会計士であって、2008年1月11日以前に専利師法第9条に定めた業務を一年以上行っていた者。二、公務員であって、知的財産局の内部審査官として特許の実体審査を二年以上、かつ2008年1月11日以前に同第9条に定めた業務を一年以上行っていた者。三、知的財産局の囑託審査委員として特許の実体審査を二年以上、かつ2008年1月11日以前に同第9条に定めた業務を三年以上行っていた者。以上のいずれかの資格に該当するものは、2008年1月11日から2009年1月10日までの間に考選部（国家試験事務の所管庁）に受験免除を申請し、2011年1月10日までに60時間の専門訓練を経て合格と認められた場合、専利師の証書が発行される。

60時間におよぶ専門訓練は、専利師の業務倫理、専利法（特許法・実用新案法・意匠法）関連法規、特許手続き審査基準及び実務、特許分類及び検索、発明・実用新案・意匠の実体審査、特許の無効審判審査基準及び実務、特許出願及び紛争事件の実例研究等十項目のカリキュラムからなる。

専利師の受験免除資格			
項目	内容		
受験免除申請期間	2008年1月11日から2009年1月10日まで		
専門訓練及び試験期間	2008年1月11日から2011年1月10日まで		
受験免除の資格	特許代理人の証書が発行された者	技士、弁護士、公認会計士	2008年1月11日以前に専利師法第9条に定めた業務を一年以上行っていた者
		公務員である知的財産局の内部審査委員	特許の実体審査を二年以上、かつ2008年1月11日以前に同第9条に定めた業務を一年以上行っていた者
		知的財産局の囑託審査委員	特許の実体審査を二年以上、かつ2008年1月11日以前に同第9条に定めた業務を三年以上行っていた者

(2008.01)

03 初の専利師合格証書交付式 10月24日に開催

11月中旬の国家試験合格発表待って公会設置へ (2008.10)

10月24日に台湾初めての専利師（弁理士に相当）合格証書交付式が行われ、台湾における特許代理制度は新しいスタートを迎えました。

専利師法により、専利師の資格を取得する方法は二つあります。一つは、国家試験に合格すること。もう一つは一定の資格を満たした特許代理人が国家試験の全科目試験免除の認可を受けてかつ60時間に及ぶ専門訓練コースを修了して試験に合格すること。試験免除が認められる特許代理人はおよそ300人います。知的財産局では三年間で六コースに分けてこの300人を対象に専門訓練を行う予定です。

8月15日から9月20日にかけて行われた第一コースの訓練に参加した50人のうち47人が合格して、24日の交付式に知的財産局の王美花局長から専利師証書を手渡されました。当所所長の林志剛弁護士もその一人でした。合格者のうち、10人は弁護士の資格を持っています。

専利師管理制度をより完全なものにするため、知的財産局では専利師職業訓練実施方法及び専利師懲戒規則を検討しており、専利師懲戒委員会も設置する予定です。何よりも専利師が業務を執行するのに専利師公会（弁理士会）への登録が必要ですから、公会の早期設置が望ましいです。知的財産局は、11月12日予定の台湾初めての専利師国家試験合格者発表をまって、多様な分野の人材を集めた陣営で公会の設置作業を始めたいとしています。

専利師制度の実施は特許代理人のこれからの業務執行を妨げないが、特許代理人は知的財産局、そして専利師は専利師公会と専利師懲戒委員会の管理下に置かれることになるため、管理制度が異なり、また専利師と特許代理人という二重の身分での業務執行に問題が生じるのではと懸念する声も出ています。(2008.10)

04 弁護士広告の規制緩和 法務部弁護士法研究会で更なる検討 (2008.11)

現行律師法（弁護士法）には弁護士が広告で業務を宣伝することを禁止する明文の規定を置いておらず、ただ同法第30条に「弁護士は自己又は他人の名義で、人の注意を引き、又は恐喝するような記事を掲載しては

ならない」、第 35 条に「弁護士は、訴訟提起を教唆し、又は不当な方法で訴訟を誘致するようなことをしてはならない。」、弁護士倫理規範第 12 条に「弁護士は誇大かつ不実な宣伝で紹介者に報酬を支払い、営業員を雇い又はその他不当な方法で顧客を誘致してはならない。」を規定するにとどまっている。

実際、弁護士が広告掲載による業務宣伝をしたことで前掲規定に違反する事例は一例に過ぎず、現行規定の用語が不明確かつ具体的でないため、実務上解釈・認定をするのは容易ではない。

消費者保護、公共利益そして弁護士のイメージなどの観点から、法務部(法務省に相当)弁護士法研究会は、弁護士が業務を宣伝する内容及び方式(広告を含めて)について制約を加える必要があるため、弁護士法に原則規定を設けるのが望ましいとして、弁護士会が自律・自治精神に基づいて弁護士倫理規範に具体的な規定を置くことにしている。しかし、数回にわたる会合を経て複数の案について検討したが、最終合意には至らず、結論は次回以降に持ち越されることになった。(2008.11)

05 「専利師職業訓練規則」 75 時間から 50 時間への短縮を、一部の弁理士 (2008.12)

専利師法(弁理士法)第 6 条第 1 項により、専利師は職業訓練を経てこれに合格し、かつ知的財産局に登録したうえ、専利師公会(弁理士会)に加入してはじめて業務を執行することができる。このため、知的財産局は「専利師職業訓練規則」の草案を作成している。

草案では、専利師試験の合格者は 75 時間の職業訓練コースを経てこれに合格してはじめて登録、業務執行ができるとしている。ところが、知的財産局が 8 日に開いた座談会に参加した専利師たちは、訓練時間が長すぎるとしてできれば 75 時間から 50 時間に短縮するよう要請した。訓練は原則として年に一度、専門クラスとデジタルラーニング或いは両方兼用の形で行う。知的財産局は自ら訓練を行ってもいいし、他の機構に任せてもよい。訓練を受けた者は 60 点で合格とし、不合格者は再訓練のため、新たに費用を納めて申し込む必要がある。

専利師法は 2008 年 1 月 11 日から施行する。専利師になるには、二つの方法がある。一つは国家試験に合格すること。もう一つは一定の資格を満たした特許代理人が試験免除の認可を申請して、訓練課程を修了してテストに合格すること。初めての専利師国家試験に合格した人は 37 人。このほか、国家試験の受験を免除されるが、訓練を経て最終的にテストをクリアして専利師証書を授与された人は 47 人。初代専利師は併せて 84 人になる。(2008.12)

06 初代弁理士(専利師) いよいよ登場、弁理士や特許代理人は何れの資格のみで業務を (2009.01)

専利師法は 2008 年 1 月 11 日から施行した。同法が定めたところによると、専利師になるには二つの方法がある。一つは国家試験に合格すること。もう一つは一定の資格を満たした特許代理人が試験免除の認可を受けて、訓練課程を修了してテストに合格すること。初回の専利師国家試験に合格した人は 37 人。このほか、国家試験の受験を免除され、訓練を経て最終的にテストをクリアして専利師証書を授与された人は 114 人(第一回コースは 2008 年 9 月 20 日に訓練を終え、テストに合格した者は 47 人。第二回コースは 12 月 20 日に終えて合格者 30 人。)。そのうち、27 名が登録を終え、業務を始めている。知的財産局のウェブサイト専利師名簿を検索することができる。

専利師法が施行される前に、特許出願業務を代行できるのは特許代理人と弁護士のみ。同法施行後、国家試験に合格した専利師以外、約 300 名の特許代理人は試験免除の資格を有し、訓練コースを修了してテストに合格すれば専利師になれる。目下、訓練を修了してテストに合格した者、77 名のうち 20 名が弁護士の資格もっている。

専利師法施行後、特許代理業務を行える者は専利師、特許代理人及び弁護士。しかし、専利師は専利師法、専利師公会(弁理士会)と懲戒会の規範を受けるが、特許代理人は知的財産局が「特許代理人管理規則」に基づいて管理する。一方、弁護士は弁護士法、法務部、弁護士会の管理下に置かれる。専利師、特許代理人、弁護士の管理機関及び準拠法はそれぞれ異なり、異なる身分のもとでは、その業務執行に支障を来すことにもなりかねない。これについて、知的財産局は、紛争が生じるのを避けるため、いずれの資格を択一して業務を執行してもらおう。したがって、特許代理人が専利師の登録を経た後、その身分は特許代理人から専利師に変わるため、登録前に代理していた案件は登録によって専利師として引き続きを業務を遂行することになる。

今年、同局は専利師公会の設立を推し進め、専利師公会の成立を通して専利師としての使命及び職責を果たし、ひいて専利師の地位を高め、自律管理機能を強化する。一方、特許代理人は専利師と同じ業務を行うため、専利師公会の会員に加わることが望ましいが、人民団体の主務官庁の内政部(総務省に相当)が所管する事務なので、特許代理人を専利師公会の会員として迎え入れることができるかどうか、その判断を仰ぐことにしている。(2009.01)

07 専利師法資格要件変更 民法改正に合わせて

禁治産宣告が「後見宣告」、「補助(補佐)宣告」に (2009.05)

民法の改正で、「禁治産宣告」が「後見宣告」と「補助(補佐)宣告」に改められたため、これに合わせて、

立法院會議は専利師法、会社法、事業用爆発物管理条例等の資格要件を変更した。

このうち、専利師法第4条は「後見又は補助の宣告を受けた者」を、専利師になることができない要件の一つに加えるとともに、同法第37条は「後見又は補助の宣告を受けた者」を、特許代理人を務めることができない要件の一つに加えた。(詳しくは次の条文をご参照ください)

専利師法改正条文	
第4条	次の各号のいずれに該当する者は、専利師になることができない。既に専利師になった場合は、その専利師証書を取り消し又は廃止する。 一． 業務関連の犯罪行為により、本国又は外国の裁判所から一年以上の懲役の刑の裁判が確定した場合。但し、執行猶予の宣告を受け、又は過失により罪を犯した場合は、この限りでない。 二． 本法に定めた除名処分を受けた場合。 三． 専門職業及び技術人員試験の規定により、合格の資格が取り消された場合。 四． 後見又は補助(補佐)の宣告を受け、未だ取り消されていない場合。 五． 破産宣告を受け、未だ復権していない場合。 六． 精神的疾病を患い、又は心身状況が異常で、主務官庁が専門医に委託して業務執行が不可能であると認定された場合。 前項第四号から第六号までの規定により、専利師証書が取り消され又は廃止された者は、原因が消滅した後、なお本法の規定により、専利師証書の受領を申請することができる。
第37条	次の各号のいずれに該当する者は、特許代理人になることができない。 一． 業務関連の犯罪行為により、一年以上の懲役の刑の裁判が確定した者。但し、執行猶予の宣告を受け、又は過失により罪を犯した者は、この限りでない。 二． 後見又は補助(補佐)の宣告を受け、未だ取り消されていない者。 三． 破産宣告を受け、未だ復権していない者。 四． 精神的疾病を患い、又は心身状況が異常で、主務官庁が専門医に委託して業務執行が不可能であると認定された者。 五． 特許代理人の証書の受領が認められた資格は、法律により取り消され又は廃止された者。
第40条	本法は公布後六ヶ月に施行する。 中華民國98年(2009年)5月5日に改正された本法の条文は、98年11月23日から施行する。 (2009.05)

08 弁護士・裁判官試験 二段階に分けて改革

筆記試験が一次から二次へ 合格率引き上げ (2009.05)

「司法官(裁判官・検察官)及び弁護士試験制度改革の専門プロジェクト」は先日の考試院(国家試験を掌る中央官庁)會議で通過した。考選部(考試院所轄の官庁。同じく国家試験を掌る)は考試院會議で審議した結果に基づき、二段階に分けて改革を実施する。第一段階は2011年から、弁護士と司法官試験は現行の一次筆記試験から二次筆記試験になり、また合格率を引き上げる(弁護士の合格率を今の8%程度から13.2%に)。第二段階は2014年に実行する予定で、つまり裁判官・検察官・弁護士の試験を併合して実施する。

第一段階改革案のスケルトンは次のとおりである。

1. 試験方法及び手続：司法官、弁護士がそれぞれ試験を実施することを維持し、司法官試験と弁護士試験の筆記試験はいずれも二次試験を行う。つまり第一次試験と第二次試験に分ける。司法官試験の第三次試験は口述試験。
2. 受験科目：司法官と弁護士試験の第一次及び第二次試験の受験科目は同じである。
3. 成績計算(配点)及び合格基準
 - (1) 第一次筆記試験の合格基準は全ての科目を受験した人数の33%。第二次筆記試験の合格基準は定員の1割(10%)を加算して第三次の口述試験に受けさせ、また受験人数の試験の総点数及び定員により優れた者を選出して採用する。第二次筆記試験の成績については一科目が零点、又は口述試験の点数が60点以下の者はいずれも採用しない。
 - (2) 合格基準については、専門職業及び技術人員高等試験弁護士試験規則改定案を提出するとともに併せて考試院に審議してもらう。

考選部によると、改革の目標を徹底的に達成するため、出題及び採点(合否判定)の改革も同時に行うという。(2009.05)